

事業者 殿

新規雇入れ時等の安全衛生教育講習会のご案内

一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

労働安全衛生法及び同規則で新入社員や、作業内容が変わられた方は、安全衛生教育を受けなければならない事が義務づけられております。(安全衛生法第59条、同規則第35条)

つきましては、事業主に代わって新入社員等を対象に法定安全衛生教育に関する教育を下記により実施いたしますので、この機会に是非受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年4月22日(木) 9:30~15:30
2. 場 所 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田3992-4)
3. 講習科目 *安全衛生の重要性等について *法定の安全衛生教育事項 *職場の健康管理等について
4. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
各地区協会員	8,800円(本体8,000円+税)	880円(本体800円+税)	9,680円
一般	11,000円(本体10,000円+税)		11,880円

*テキストは当日渡しとなります。テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。

5. 定 員 60名(定員になり次第締切ります)

6. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等でお申込み下さい。講習会開催日の約2週間前を目途に受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料は無料です)を送付いたします。受講料等は講習会開催日の1週間前までにお振込下さいますようお願いいたします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。

<振込先> 高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

7. 受講取消・受講者変更

令和3年4月20日(火)午後4時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があった場合に限り、受講取消をいたします。

指定日時以降の取消、講習会当日、欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできませんので、予めご了承下さい。

受講取消……受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)いたします。テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。

受講者変更の場合には、令和3年4月21日(水)午後4時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

8. その他

講習会場は駐車台数に限りがありますので、同事業所の方はできるだけ相乗り等でご来場下さいますようご協力をお願いいたします。

◆申込・問合わせ先◆一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

〒780-0821 高知市桜井町2-6-31 コーポ NOR1 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567